

長野市農業委員会第 30 回総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 7 月 31 日 (木)
開始時刻 午後 2 時 25 分 終了時刻 午後 3 時 56 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員
 - 1 番 阿部 孝二 2 番 北村 守 3 番 駒村 保幸
 - 4 番 青木 保 5 番 久保田清隆 6 番 野池 久
 - 7 番 長谷部 孝 8 番 小池 知永 9 番 渡邊 美佐
 - 10 番 小林 清男 11 番 清水 貢 12 番 鈴木啓佐利
 - 13 番 奥山 雅茂 14 番 山本 忠宏 15 番 柰津 光博
 - 16 番 北澤 万正 17 番 横山 幸季 18 番 高木喜久夫
 - 19 番 曾根 信一 20 番 花見ひとみ 21 番 近藤 利章
 - 23 番 善財 良治 24 番 佐藤 隆 25 番 和田 修
- 4 欠席委員
 - 22 番 宮崎 治夫
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 大島 昭彦 主幹兼事務局長補佐 笠井 英明 事務局長補佐 松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次 係 長 駒村貴久美 係 長 小林健一郎
職 員 浅川 清和
農業政策課
主 査 瀧澤 千穂 主 事 洞野 一樹
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について
議案第 280 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 281 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 282 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 283 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
「農用地利用集積等促進計画」の意見聴取について
議案第 284 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
「農用地利用集積等促進計画 (機構配分)」の意見聴取について
議案第 285 号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第 286 号 非農地決定について
報告第 91 号 農地法第 4 条の規定による届出について
報告第 92 号 農地法第 5 条の規定による届出について
報告第 93 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について

曾根会長代理　ただ今から第30回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在任委員25名中24名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は22番 宮崎治夫委員です。上越市の対応で欠席となっております。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長　改めまして、総会参加、ご苦労さまでございます。ちょっとまだ喉の調子が良くないので、お聞き苦しい点があるかと思いますが、ご容赦いただきたいというふうに思います。

非常に今、猛暑、水不足ということで、全国的に大きな農業としての課題になっております。私の地元の話をしますと、実は今週の月曜日、地域の雨を中心とした神様がございまして、そこで雨乞いをしました。そこを管理するお宮の宮司さんに頼んで、区長会と農業委員とJAとの合同でやりました。朝6時から30分ほど行いまして、大体、2日か3日の間に必ず効果が出るという記載がございました。第1日目は全くその調子なし。昨日、2日目もやばいなと思ったんですけども、実は昨日の夕方4時から雨が降り始めまして。須坂市、長野市の千曲川から西、それから私どもの若穂では、川田、保科は一滴も降らず綿内だけ15ミリ、15ミリだけ降りました。人間、信じる者は救われるということで、今朝、その催事を司った宮司さんここに礼に行きましたら、「どうだ会長、俺の言うとおりの間違いねえだろう」ということでして、「じゃあまた、あちこち頼まれたら、代打の出張するか」と、「1回100万円ぐらいでどうだ」というようなことで、冗談で言ったんですけど、いずれにしても地域としてはほっとしたという状況でございます。そのぐらい今、どこの地域も、雨の水を求めているという状況です。

ももも採り始めたんですけど、やっぱり果実が、重量、大体、3分の2くらいなんですよね。糖度はますますきてるんですけども、今採るとやっぱり、我々も売るには重量で管理してますんで、とてもじゃないけどやっぱり減収になってしまうんで、もうしばらく待とうと言ってますが、いつまで待てばいいのか。いずれにしても、今来ております台風にちょっと期待したいなというふうに思います。

さて、7月はいろいろと行事ございまして、一つは、管外研修。おかげさまで26名の方、職員の方含めて来ていただきました。福島県原発の一番の元へ、特に私どもとしては、住民の方の生活と農地がどういう状況だったのか、農地汚染がどうなったのか、そういうようなことを含めて見てまいりました。それから、

もう一カ所は、宮城県の仙台市がやっています新しい観光果樹園の挑戦ということの現場を見させていただきました。これから流行るだろうと思っています果樹のジョイント栽培、これについては、今日の総会の後の第2部でパワーポイントを使いまして、皆さま方に資料を含めてざっと報告をさせていただきますので、ご注目していただければというふうに思っております。

二つ目は、皆さん方のお手元にお配りになっているんですけども、長野市農業委員会だよりが、農業委員会の編集委員の皆さま方のご協力があって、無事、長野市全戸、約16万世帯ですかね、配布を終わりました。結構、私のところにも反応がございまして、非常にまとまってくると、最近の農業委員会活動、だいぶ変わってきたなというような先輩もございまして、非常に市民の皆さんにとっては、一つの大きな農業に対する理解の資料となったんじゃないかなというふうに思ってます。これから、120、150、200号と続いてほしいなというふうに思ってます。

それから、きょうの農地のつぶやきでも、資料として出しておりますけども、長野市の農業再生協議会の第1回総会が7月に開催されました。結果から申し上げますと、去年の栽培した面積よりも、若干増える面積で、今年も作付けをお願いしようということでもとまりました。話とすれば、非常に後追いになってしまうんですけども。ただ、今国が盛んに米不足の検証ということをしてますけど、いまだなぜお米が足らなくなったのかということ自体つかめてないという状況です。間違いなく来年ぐらいからは、お米の基本的な方針が変わるんじゃないかと。今までは減反政策できましたけれども、これからやっぱり増産ということに切り替えるんじゃないかというふうに思ってます。いずれにいたしましても、これから国を通して、県それから市町村に降りて来ますので、私どもとしては、その推移を見守っていきたいというふうに思っております。ご注目いただきたいと思います。

最後に、情報として、7月に青森県の弘前市の農業政策課が作りました果樹園の継承円滑化システムという制度を導入したということで、たまたま県主催でその講演会をやっておりました、高山村で。高山村に出向きまして、この話を直接聞いております。農業委員会だけでなく、農業政策課の6、7名の方が参加してくださいました。非常に興味ある内容です。私ども今現状を見ますと、大体高齢者の方が、「もう来年できねえから、何とかなんねえかい、農業委員」っていうのが相場ですけども、そういった急激ないわゆる栽培の引き継ぎというのがなかなかうまくいかないということで、ある程度、事前にそういった意向もあることで、園地を事前に登録しておいて、常にその園地の動きを状況を

見ながら、いざというときに、こういったやりたい方にスムーズに、チェーンソーでリンゴの木を切るんじゃないかと、いわゆる成園として引き渡すというようなことで、導入して少し経ったんですけど、少しずつ効果が出ているようです。

それが一つと、併せて今私どもの農業政策課で、ながのアグリみらいマップという新しいシステムを作ってます。これは、私どもが今作っている地域計画の、いわゆる地域のマップ、見える化マップを作りつつあるんですけども、これをより系統的にした、一筆一筆その農地を誰が持ち主で、どのぐらいの畑の条件で、今誰が作っていると、それからどういう希望があるかとか、いうようなことを含めた情報を、できればこのマップの中に全部入れて、そのいわゆる一筆を呼び出すことによって、農地のあらゆる情報が分かるような、こういったシステムを今作りつつあります。できれば来年の春までに、33 地区あるんですけども、そのうちの一つか二つモデルを作りたいと。その段階で、皆さん方にご披露申し上げて、良ければそれを今度は長野市全体のマップとして作っていきたいというようなことを、今考えているわけですので、このシステムを含めて期待をしたいというふうに考えております。

あと、今日ですけれども、経基法はございますけれども、議案の内容は非常にスムーズにいく内容じゃないかなというふうに思ってます。スムーズに議案進行が進めますように、ご協力をお願いいたしまして、私の冒頭の挨拶といたします。ありがとうございました。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、大島局長からご挨拶をお願いします。

大島事務局長 皆さん、お疲れさまです。またお暑い中、お集まりいただきありがとうございます。先ほど、代理からお話ありましたように、農作業やられて亡くなったというニュースも出ておりますので、熱中症には十分、気を付けてやっていただきたいと思います。明日からは、農地パトロールも始まります。十分、熱中症対策をして、作業に当たっていただければと思います。また、中山間地域ではクマの出現も出ておりますので、爆竹等をお配りしていますが、音の出るもの、鈴ですとか、ラジオですとか、携帯しながら対応していただければと思います。

それと、同じく 8 月 1 日から、第 20 期の農業委員並びに農地利用最適化推進委員の募集が始まります。地区によってはもう、ほぼ決まっているよというお話もお伺いしていますし、また逆に、これから会議を開いて進めてくつというお話も聞いておりますが、農業委員のほうでも、住自協ですとか、農協のほうからお

話があった場合にはご協力いただいて、8月末には全ての地区で決まるような形で進めていただければと思いますので、どうかご協力のほどよろしくお願いします。私からは以上です。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議長 それでは、規定によりまして、私が議事進行させていただきます。ちょっとお聞き苦しい点があるかと思いますが、ご容赦をいただきながら、着席で進めさせていただきます。それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号13番 奥山雅茂委員、議席番号14番 山本忠宏委員、両委員にお願いいたします。よろしくお願いします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第39条第1項の規定で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件におきましても、お手元に配布いたしました別紙1のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。その他、当事者又は関係者となっている方がおられましたらお申し出ください。別紙1以外で、それぞれ委員のほうでそれ以外なしということですのでよろしいですかね。

【該当なし】

議長 それでは、なしと確認いたしました。次に、議案の訂正等について事務局からお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。初めに、資料の確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りしました資料及び皆さまに事前にお届けしてご持参いただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧（確認用）のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

また、議案の訂正につきましては、本冊と別冊1の議案にありました。最初に、別紙第30回総会議案訂正票（総会用）、こちらをご覧ください。こちらは、本日お配りした資料になります。1の本冊議案訂正箇所につきましては、本冊の7ページ、農地法第4条の1番の一番右にあります備考欄でございます。県の指導に基づきまして、法令根拠を、令4-1-2-イ、農業用施設に修正するものです。なお、別冊1の訂正につきましては、後ほど議案の説明の際に農業政策課より説明いたします。議案の訂正等の報告につきましては、以上でございます。

議 長 それでは議事に入ります。農地法等に係る事項について審議を行います。議案第 280 号を議題にいたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼 事務局 長 補 佐 議案第 280 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊 1 ページをご覧ください。番号 1 番から 6 ページの 18 番までの 18 件でございます。内容につきましては、所有権移転案件が 17 件、使用貸借権案件が 1 件となります。農家創設の案件は 13 番の 1 件です。10 アール未満の案件は 4 番、7 番、10 番、11 番の 4 件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当していません。したがって、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見について、農家創設を含めてお願いをいたします。初めに、北部地区調査会長から、1 番から 3 番についてお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1 番につきましては、無償による所有権移転、いわゆる贈与であります。この土地は、これまで 3 条の許可を受けた別の耕作者が耕作していたわけですが、管理が行き届いていなく、地主あるいは近隣から苦情があったということで、合意解約をしていただいて、新たに今回の申請人である受人に所有権移転をしようとするものです。

2 番は、ジャガイモ、長ネギ、トマト等を作りたいということで、譲受人の自宅及び所有地に隣接している畑でありまして、許可要件に合ってるということで決定いたしました。

3 番ですが、これも自作地の隣接地の取得でありまして、ヘーゼルナッツを作りたいということであります。以上 3 件、許可要件に適合しているということで、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、4 番から 9 番。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。4 番の事案につきましては、有償の 10 アール未満の所有権移転事案であります。受人は、自宅に隣接している本件農地を取得して野菜作りを行うもので、許可要件を満たしてる事案であります。

5 番につきましては、有償の所有権移転事案であります。受人

は、受人所有農地に隣接している畑を取得してリンゴの栽培を拡大して行うもので、許可要件を満たしている事案であります。

6 番につきましては、有償の所有権移転事案であります。受人は、ソバの栽培を行っており、本件畑を取得してソバの栽培の拡大を行うもので、許可要件を満たしている事案であります。

7 番につきましては、有償の 10 アール未満の所有権移転事案であります。受人は、茂菅にあります戸建て住宅と農地を購入し、農地で野菜作りを行うというもので、許可要件を満たしている事案であります。

8 番につきましては、有償の所有権移転事案であります。受人は、受人所有地に隣接している畑を取得してキュウリの栽培を行うもので、許可要件を満たしている事案であります。

9 番につきましては、有償の所有権移転事案であります。受人は、自宅に隣接している本件農地を取得して、野菜作りを行うもので、許可要件を満たしている事案であります。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、10 番から 12 番お願いします。

北村地区調査会長 10 番でありますけども、義理の兄から妹さんに対する贈与ということになります。渡人のお兄さんは県外に住んでいるため、実際は受人が耕作をしてるということでありまして、問題はないということで、許可相当と判断いたしました。

11 番も、これも本家である渡人から分家の受人に所有権移転するという案件でありますけども、これも 10 番同様、既に受人が耕作してるということでありまして、許可相当というふうに判断をいたしました。

12 番ですけども、これは先月に何件か、同様の案件をここで採決させていただいたものと同じなんですけども、この渡人は相続人でありまして、弟さんが被相続人なんですけど、お兄さんが相続人ということでありまして、弟さんと合意した現在の耕作者がいらっしゃるんですけど、その方に無償で贈与するという案件であります。本案件は、使用貸借の契約があったということでありまして、合意解約に時間を要したので、今月になったということでありまして、既に受人が耕作、稲作をやっておりますので、調査会では許可相当というふうに判断をいたしました。以上であります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、13 番から 15 番お願いします。

小林地区調査会長 南部地区調査会では 13 番から 15 番まで審議いたしました。13 番につきましては、こちら農家創設となります。ご主人がオーストラリア人、奥さんは日本人ですけど、5 年ほど前までですけど

も、白馬の飲食店で働いていたということでございます。コロナの関係で、こちらの信更町になりますけれど、下平というほうに移住してこられました。移住されてからは地元の行事とか、ご近所の方とお付き合いを大切にされてこられたということでございます。その中で野菜等をお裾分けいただいている中で、自分でも農業を始めようということで考えられまして、今回、農地の取得ということでございます。作付予定作物はブルーベリーとかラズベリーとか、野菜、トマト、モロコシというような感じのようでございます。

続きまして、14 番につきましては、相続財産清算人による有償の所有権移転でございます。それぞれ申請地の近隣に耕作をされているということから、受人が引き受けることになったものでございます。予定作物はリンゴとのことでございます。

15 番につきましては、有償による所有権移転となります。渡人と受人は親戚関係であり、申請地の隣接地に受人の自宅と耕作地があります。既に受人が耕作を行っているということで引き受けることになったということでございます。作付予定作物は、長ネギ、大豆とのことでございます。いずれも許可条件に適合しており、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長
近藤地区調査会長

続きまして東部地区調査会長から、16 番から 18 番。

東部地区調査会の近藤です。まず 16 番ですけれども、農地については譲渡人の父親が耕作をしていましたが、亡くなられた後は、草刈り管理のような状態が続いていたというものです。譲受人は、昨年農家創設をされた方で、新たな耕作地を求めている中で、この当該農地について耕作を希望されていたということで、双方の思いが一致するような中で所有権移転が行われたものです。既に受人のほうで作付けも行われているというものでございます。

17 番につきましては、渡人が高齢ということもあって、農地の処分を検討されていたと。その中で不動産事業者の仲介によって、今回所有権移転が行われたという案件です。その際、転用等も不動産事業者によって検討されたということなんですけれども、受人のほうで耕作を希望されるということで、農地として今後耕作をされるというものでございます。

18 番の案件なんですけれども、3 条の案件と、次の議案 282 号の 5 条の案件と関連している案件になります。ということで 5 条のほうを併せて説明させていただいてよろしいでしょうか。

議 長
近藤地区調査会長

3 条は 3 条でやってもらう。端的にはそういうことですね。

3 条だけということで説明します。18 番につきましては 5 条のほうで出るんですけれども、受人の息子さんが農家住宅の建設と

いうことになります。受人につきましては、以前から今回の渡人の農地を借用された中で耕作を進めている。今回、そういった転用等もある中で、新たに農地を取得されたもので、耕作も継続される。また、後継者によって耕作も継続されるというものでございます。ということで、いずれも許可相当と判断したものでございます。以上です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。阿部委員どうぞ。

阿部委員 4ページの13番で、受人が外1名って書いてあって、●●さんっていうのかな。共同名義でやるっていうこと、所有権移転だから、共有名義なのかどうかということで教えていただければ。

議長 事務局、回答をお願いします。

笠井主幹兼事務局長補佐 先ほど調査会長からご説明ありましたとおり、ご主人がオーストラリア人で、奥さんがこちらの●●さん、お二人の名義で取得するんですね。

阿部委員 それは共同名義で、名義変更ということですね。

笠井主幹兼事務局長補佐 そうです。

議長 阿部委員、よろしいですか。

阿部委員 はい。

議長 他はございますか。北部調査会長、ちょっとお聞きしたいんですけど、いいですか。番号3、三才の3,300㎡、田んぼですよ。ここに今回のヘーゼルナッツを全部植えるということですか。

善財地区調査会長 台帳の地目は田で、現況は畑ですよ、事務局さん。

笠井主幹兼事務局長補佐 はい、そうです。

善財地区調査会長 この記載がちょっと間違いじゃないですか、議案。登記簿地目は田、現況は畑ですね。

笠井主幹兼事務局長補佐 そうですね、現況は畑、ブドウ畑です。

善財地区調査会長 議案訂正だね。

笠井主幹兼事務局長補佐 そうですね。

議長 じゃあ田に植えるわけじゃないんだね。畑に植えるんだね。

笠井主幹兼事務局長補佐 現況は畑で、すみません訂正をお願いできたらと思います。

議長 分かりました。もうこれは既に植わってんの？これから植えるんですか。

善財地区調査会長 これからです。

議 長 これからです。そういうことですね。分かりました。他の委員、よろしいですか。それでは、意見が出尽くしたようですので、採決に入ります。議案第 280 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしましたので、議案第 280 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 281 号であります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第 281 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の 7 ページをご覧ください。番号 1 番と 2 番の 2 件でございます。1 番は、農業用倉庫の建築と作業場を設置する転用案件です。2 番は、駐車場及び作業場を設置する転用案件です。備考欄の農振除外日のとおり、令和 7 年 6 月 13 日付けで、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。

なお、先月の総会で許可すべきものとして決定をいただき、県に進達しておりました農地法第 4 条の 1 件は許可済みとなっております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、この案件につきまして、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。まず、北部地区調査会長から、1 番についてお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1 番の案件につきましては、追認案件になります。この申請人のお宅は、果樹を中心とした●●農園の経営を行っているわけですが、経営面積の拡大に伴いまして、収穫物や農機具の保管スペースが不足するようになってきたということから、過去、数回に分かれてではありますが、農業用の倉庫、あるいは収穫物の選別作業スペース又は収穫物の保管スペース、そういったものが必要ということで建築を行ってきたわけですが、2 アール未満の届出で済む案件かとは思われますが、結果として 400 ㎡を超える土地が、そういった敷地になるということで、今回、農業用施設ということで、新規に 4 条の許可申請が行われたものでありまして、周辺農地の耕作に対する大きな支障はないということから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは続きまして、西部地区調査会長から、2 番についてお願いします。

- 和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。受人は、先ほど事務局が説明したとおり、令和7年6月に農振除外の手続きを行い、本件農地の一部に駐車場と農産物、ズッキーニを栽培しておりまして、その出荷作業場として使用するものであり、周辺農地への影響も少なく、許可要件を満たしている事案であります。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、意見がないようなので採決に入ります。議案第281号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の賛成を確認しました。よって、議案第281号は、許可相当と決定しました。
- 続きまして、議案第282号をお願いいたします。事務局より説明をお願いします。
- 笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第282号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の9ページをご覧ください。番号1番と2番の2件でございます。1番は駐車場を設置する転用案件です。2番は農業後継者別棟住宅を建築する転用案件です。備考欄の農振除外日のとおり、令和7年6月13日付けで、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。以上の案件につきまして、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。
- また、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に達しておりました農地法第5条の6件の案件は、全て許可済みとなっております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見等の報告をお願いいたします。最初に、中部地区調査会長から、1番についてお願いします。
- 北村地区調査会長 1番は、先ほど説明ありましたように、駐車場を設置する案件であります。受人は、そこにありますように、稲里町中氷鉋の住宅地にあります運送業者でありまして、事業も好調ということから、新たに大型トラックを導入して事業を拡大していきたいということでありまして、そのための新規駐車場を設置したいという理由であります。現場を確認し、また事業計画書等をみんなで読み合わせしましたが、周辺は、宅地でありまして、営農に支障は

ないということであります。

それから、もう一つ気になっている近隣住民への事業説明ですが、これも行われているということを確認できましたので、調査会では許可相当ということで判断をいたしました。以上でございます。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、2 番お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。使用貸借権の設定によって、農家別棟住宅を建設することに係る転用でございます。借人は、この地域に居住、生活基盤を築いて、今後も農業後継者として耕作を行っていくということで、今回こういった計画が行われたものでございます。周辺にも特に影響がないということで、許可相当と判断したものでございます。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、質疑を締め切ります。採決に入ります。議案第 282 号につきまして、許可相当ということに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認できました。よって、議案第 282 号は、許可相当と決定いたしました。

続きまして、別冊 1 の議案第 283 号の説明を、農業政策課より議案の説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 農業政策課の洞野と申します。私のほうからは、議案第 283 号
洞 野 主 事 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による「農用地利用集積等促進計画」の意見聴取について、ご説明申し上げます。初めに、議案の訂正について説明申し上げます。本日、お手元に第 30 回総会議案訂正票、そして、差替えの資料、こちら両面印刷になっているもの、こちら 2 点をお配りしております。訂正票の下のほうに、別冊 1 議案訂正箇所、そして差替え資料及び別冊 1 の 1 ページ、2 ページをご覧ください。別冊 1 の 1 ページ、2 ページについて次に説明します取下げに伴いまして、集計数値及び人数の修正のため差替えを行いました。

続いて、別冊 1 の 8 ページをご覧ください。こちら番号 16 番の貸付人●●さんが長野県農業開発公社を通じて●●さんに貸し付ける件について、取下げをいたします。また、10 ページの番号 21 番、21 ページの番号 55 番、そして 89 ページの番号 4 番、こちらの 3 件についても先ほどと同様、貸付人●●さんが、長野県農業開発公社を通じて●●さんに貸し付ける件になりますが、

全て取下げをいたします。議案の訂正に関する説明は以上となります。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。市町村から機構に提出する農用地利用集積等促進計画につきましては、同法第19条第3項において必要があると認めるときは農業委員会の意見を聞くものと規定されております。その農用地利用集積等促進計画の要件ですが、長野市基本構想に適合すること、農用地の全てを効率的に耕作し農作業に常時従事すること、利用権を設定する土地について関係権利者の同意を得ていること、当該土地が地域計画の区域内の土地であるときにあっては、その定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められること、以上、4点となります。

それでは、差替え資料の2ページをご覧ください。利用権設定の件数及び面積は、総件数353件、総面積521,211.28㎡でございます。ページ戻りまして、1ページをご覧ください。こちらは賃貸借、使用貸借の面積を期間別に示したものとなります。合計面積は先ほどと同様で、今回、利用権の設定を受ける方は138名、利用権の設定をする方は312名となっております。続いて別冊1の目次をご覧ください。今回、農家創設をする方は5名で、氏名、該当議案番号は表のとおりとなっております。説明は以上でございます。意見聴取についてご審議をお願いいたします。

議

長 　ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、地区調査会長から、補足説明並びに農家創設を含めて報告をお願いいたします。また、お手元の別紙1の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に相当いたしますので、関係する委員に退席していただき、審査から採決までを単独で行いたいと思います。

それでは初めに、北部地区調査会長から、別冊1の3ページ1番から30ページの80番までの地域計画区域内分と、88ページ1番から94ページ17番までの地域計画区域外分について、説明をお願いします。

善財地区調査会長

　北部調査会の善財です。ただ今の範囲につきましては、原案どおり決定することで問題ありませんが、補足説明をさせていただきますと、議案表紙の裏に記載があるとおりの、ナンバー1とナンバー2が農家創設案件でありまして、それぞれ●●さん、●●さん、地区調査会に出席をいただいてヒアリングを行いました。ということで、議案どおり決定することに問題はありません。以上です。

議

長 　続きまして、西部地区調査会長から、別冊1の30ページ81番から46ページ129番までの地域計画区域内分と、94ページ18番

から 107 ページ 57 番までの地域計画区域外分について、お願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。西部地区調査会の事案につきましては、原案どおり決定することで問題はありません。目次の 3 番、●●さん、農家創設の方で、7 月 22 日に営農計画について聞き取り調査を行いました。借受人の●●様は東京からの移住者で、昨年から久保田農業委員の所で農業の研修を受けており、今年から自分で本格的に農業を行いたいということで始めた方です。農業を行いたいと意欲を示している首都圏の若い方と一緒に農業ができる環境づくりを、中山間地で行うことを目標としており、中条を中心に SNS 等を使って需要の高い農作物を栽培する等の農業を広げていきたいと、農業に対する意欲が感じられました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、別冊 1 の 47 ページ 130 番から 49 ページの 136 番までの地域計画区域内分及び 107 ページ 58 番から 116 ページ 84 番までの地域計画区域外分について、お願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の案件につきまして、全部の許可要件を 1 件ずつ、公社と一緒に確認をいたしまして、問題ないということ把握しましたので、原案どおりということで判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、別冊 1 の 49 ページ 137 番から 64 ページの 183 番までの地域計画区域内分と、116 ページの 85 番から 120 ページの 95 番までの地域計画区域外分について、お願いいたします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。まず地域計画内の 137 番から 183 番、地域計画外ですけども 85 番から 95 番まで、原案どおり問題なしと認められます。なお、その中で 62 ページの 177 番になりますけれども、これは農家創設ということになります。実際に、調査会にお越しいただきまして説明をしていただきました。その中で、5 年前に東京から篠ノ井山布施という所に移住をされてきた方でございます。家庭菜園なりサクランボの育成を 5 年間行いまして、基礎的な知識は積んでこられたということでございます。なおかつ、今後も県や市の営農指導等を受けながら新しい栽培方法ということで、サクランボになるか何になるか分かりませんが、これに挑戦していきたいというようなお話でございました。最終的には農家創設を含め、地区調査会で審議した結果、原案どおり決定するという事で問題ありません。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、別冊 1 の 65 ページ 184 番から 87 ページの 252 番までの地域計画区域内分と、120 ページ

96 番から 123 ページの 106 番までの地域計画区域外分について、
お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。先月の事前確認を踏まえ、今月の
調査会における審議の中でも、原案どおり決定することで問題が
ないと判断されたものでございます。以上です。

議 長 ただ今、農業政策課及び地区調査会長から案件についての説明
をいただきましたけども、まず、この件についての質疑及び採決
に入りたいと思います。質問がございましたらお願いしたいんで
すけど、いかがでしょう。1 件だけいいですかね。事務局さん。

農 業 政 策 課
洞 野 主 事

はい。

議 長 取り下げたんだよね。それは、お亡くなりだったんですか。

農 業 政 策 課
洞 野 主 事
議 長

そうですね。土地を所有している●●さんのほうが。

農 業 政 策 課
洞 野 主 事
議 長

●●さんがお亡くなりになった。

農 業 政 策 課
洞 野 主 事
議 長

はい。亡くなられたということで伺っておりまして、所有者さ
まが亡くなられたということで、ちょっと取下げをさせていただ
きたいということになります。

議 長 ちょっと余計な心配なんだけど、亡くなった方はどのぐら
いの耕作やってるの？結構、面積が広いんだよね。

農 業 政 策 課
洞 野 主 事
議 長

そうですね。ここにあるだけでもかなり。

農 業 政 策 課
洞 野 主 事
議 長

その受け手はどうなるわけ？そっちが心配。

農 業 政 策 課
洞 野 主 事
議 長

分かりました。受け手ですね。

農 業 政 策 課
洞 野 主 事
議 長

それは調査会で分かる？情報。

善財地区調査会長 調査会では、渡人が死亡しているということ、事実を伝えて、
今日の訂正になったわけです。以外は承知しておりません。

議 長 亡くなった後はどうするのか。また情報あったら下さい。

農 業 政 策 課
洞 野 主 事
議 長

はい。

議 長 それ以外、皆さんのほうから質問ございますか。それでは、ご
質問、ご意見がないようでございますので、委員が関係する別紙
1 の案件を除いた案件についての採決に入ります。それでは、農
業政策課の説明及びただ今の地区調査会長の報告について、賛成
の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、委員が関係する
別紙 1 以外の案件については、決定いたしました。

それでは続きまして、委員が議事に参与することができない別

紙1の案件について、これから進めていきたいと思います。最初に、別紙1の7ページの15番と10ページの22番は、●●委員が関係しておりますので、退出をお願いいたします。

【●●委員退出】

議 長 それでは、当案件につきまして、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがですか。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、特に質問、ご発言がありませんので、採決に入ります。当案件につきまして、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可いたします。

【●●委員入室】

議 長 続きまして、23ページの60番は、●●委員が関係しております議案でございます。よって、●●委員、退出をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 ●●委員の当案件につきまして、発言のある方の挙手を求めます。いかがですか。特にないですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、この案件につきまして、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員確認いたしました。●●委員の入室を許可いたします。

【●●委員入室】

議 長 続きまして79ページ228番は、私、●●が関係しておりますので退席いたします。議事進行は、農業委員会等に関する法律第5条第1項第5号に基づき、曾根会長代理さんをお願いいたします。よろしく申し上げます。

【●●会長退室】

曾根会長代理 ●●会長の代理として議事を進行します。当案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

曾根会長代理 では、採決を行います。当案件について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いします。

【全員挙手】

曾根会長代理 全員賛成です。●●会長の入室を許可します。

【●●会長入室】

議 長 続きまして、106ページの53番と107ページの56、57番は、

●●委員の関係する議案でございます。●●委員の退出をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 それでは、●●委員の案件につきまして審議します。当案件につきまして、発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 質疑、ご意見がございませんので、採決に入ります。当案件につきまして、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、●●委員の案件につきましては、原案のとおり決定いたしました。●●委員の入室を許可いたします。

【●●委員入室】

議 長 ありがとうございます。以上で、議案第 283 号については、全て原案のとおり許可相当と決定し、長野市長に意見書を提出いたします。

続きまして、議案第 284 号をお願いいたします。農業政策課より説明をお願いします。

農 業 政 策 課 議案第 284 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第
洞 野 主 事 3 項の規定による「農用地利用集積等促進計画（機構配分）」の意見聴取について、ご説明いたします。本計画は、既に中間管理機構が地権者から借り受けている農地を、担い手へ貸し付ける計画になります。それでは、別冊 1 の 124 ページをご覧ください。今回、機構配分を受ける方は 12 名で、賃貸借及び使用貸借により 59,245 m²を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。

続いて、125 ページをご覧ください。こちらからは、地域計画区域内の農地に係る計画になります。番号 1、2、3、4、5 及び 6 は、●●さんが戸隠栃原地区でソバを栽培する計画。番号 7 は、●●さんが篠ノ井小松原地区で大豆を栽培する計画。番号 8 は、農事組合法人●●さんが篠ノ井二ツ柳地区で水稻を栽培する計画。番号 9 は、●●さんが篠ノ井二ツ柳地区でももを栽培する計画。ページおめくりいただきまして、番号 10 番は、●●さんが、篠ノ井小森地区で野菜全般を栽培する計画。番号 11 は、●●さんが松代町岩野地区で野菜全般を栽培する計画。番号 12、13、14、ページおめくりいただきまして、番号 16 番は、●●さんが松代町大室地区で野菜全般を栽培する計画。1 ページお戻りいただきまして、番号 15 番は、●●さんが松代町大室地区でアスパラガスを栽培する計画。ページおめくりいただきまして、番号 17、

そして番号 18 番は、●●さんが若穂綿内地区で果樹全般を栽培する計画。番号 19 番、そして番号 21 番は、●●さんが若穂川田地区でももを栽培する計画。番号 20 番は、●●さんが若穂川田地区で果樹全般を栽培する計画。地域計画区域内の農地に係る計画は以上となります。

続いて 135 ページをご覧ください。こちらは地域計画区域外の農地に係る計画となります。番号 1、2 は、●●さんが戸隠栃原地区でソバを栽培する計画。番号 3 番は、●●さんが川中島町今里地区で麦を栽培する計画。番号 4 番は、●●さんが川中島町今里地区で野菜全般を栽培する計画となっております。説明は以上でございます。意見聴取についてご審議をお願いいたします。

議 長 農業政策課から説明がありました。それでは、地区調査会長から、検討結果に基づいた補足説明並びに農家創設を含めて、報告をお願いいたします。初めに、西部地区調査会長から、別冊 1 の 125 ページ 1 番から 127 ページ 6 番までの地域計画区域内分と、135 ページの 1 番と 2 番の地域計画区域外分について、説明をお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。西部地区の事案につきましては、原案どおり決定することで問題ありません。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、別冊 1 の 135 ページ 3 番と 4 番の地域計画区域外分について、お願いいたします。

北村地区調査会長 配分を受けた方は、地域の担い手等であることから、配分変更については問題ないというふうに判断をいたします。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、別冊 1 の 128 ページ 7 番から 129 ページの 10 番までの地域計画区域内分について、お願いいたします。

小林地区調査会長 128 ページから 129 ページということで、7 番から 10 番ですけれども、審議した結果、原案どおり決定ということで問題ありません。以上です。

議 長 それでは最後に、東部地区調査会長から、別冊 1 の 129 ページ 11 番から 134 ページの 21 番までの地域計画区域内分について、お願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。この中で、12、13、14、16、これらの案件が農家創設に関わる案件です。借受人はサッカーに関わるアスリートとして、地域に恩返し、あるいは貢献できるキャリア形成をしたいと以前から考えていた中で、今回、就農されるということに至ったというものでございます。数年前から同じような境遇の中で既に農家創設をされて、農業経営を行っている先輩の下で経験を積まれて、今回、ご自身で農家創設をされたものでございます。栽培や販売については、その先輩の他、地元の認定

農業者等から支援をいただくというような中で、確実な耕作、販売を行えるというもので、今後も5年以内には5ヘクタール規模の野菜栽培を構想されているということで、関係する農業者も含めて精力的に耕作、経営を行っている方でございます。ということで、農家創設案件も含めて特に問題はないというふうに判断をしたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、意見が出尽くしたようでございますので、採決に入ります。議案第284号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第284号は、原案のとおり許可相当と決定し、長野市長に意見書を提出します。

続きまして、議案第285号を議題とします。それでは、農業政策課より議案の説明をお願いします。

農業政策課 農業政策課の瀧澤と申します。議案第285号 農振除外等に係る意見聴取について、ご説明申し上げます。別冊2をご覧ください。1ページをご覧ください。受付表でございます。今回の農業振興整備計画の変更は、軽微変更3件でございます。2ページをご覧ください。軽微変更番号1です。事業計画者である●●氏が、既に設置している農業用倉庫と駐車場整備の追認案件です。軽微変更面積は、224㎡のうち25.85㎡です。続きまして、7ページをご覧ください。軽微変更番号2です。事業計画者である●●氏が、既に設置している農業用車両駐車場、農作物保管庫、農作業場の追認案件です。軽微変更面積は72㎡です。続きまして、11ページをご覧ください。軽微変更番号3です。事業計画者である●●氏が、既に設置している農業用倉庫の追認案件です。軽微変更面積は338㎡のうち128.62㎡です。詳細につきましては議案に記載のとおりですが、軽微変更の5要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見と報告をお願いいたします。最初に、北部地区調査会長から、軽微変更除外番号1について、お願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1番につきましては、申請人所有の農地でありまして、周辺農地等に与える影響が少ないということから、議

案どおり決定することで、問題ないということで決定いたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、軽微変更除外番号 2 番について、お願いいたします。

小林地区調査会長 軽微変更 2 番でございます。7 ページから 10 ページということになります。先ほど、農業政策課からの説明どおりでございます。追認の案件であり、審議した結果、周辺農地の営農に支障を生じる恐れがないということです。問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、軽微変更除外番号 3 について、お願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。こちらにつきましても追認の案件です。倉庫自体はもう 30 年近く前に建てられたもので、その際、建築上の届出は行われたということなんですけれども、農地の用途区分の変更要件に係る届出がなされていなかったということで、今回、是正されております。これも、新たに農地の購入計画がある中で、是正に至ったというものでございます。従前から存在する建物で、特に周辺への影響はないということで、問題ないと判断をされたものです。こちらの写真の所で、建物の手前に、白い固まりが複数あるんですけれども、これは、米ぬかを詰めた袋が、畑の肥料としてかなり大量にあったものの一部ということで、これからまた使用されるというもので、特に何か投棄されたものではないということです。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の農業政策課の説明並びに地区調査会長からの報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。すみません、瀧澤さん。16 ページの写真は、私が指摘をさせてもらいました。どう見ても、産廃物に見えたもので。基本的には産廃物に赤枠はちょっとまずいなと。それから、写真の撮り方のご配慮もよろしく。

農 業 政 策 課
瀧 澤 主 査 議 長 はい、承知いたしました。

農 業 政 策 課
瀧 澤 主 査 議 長 私らは写真だけで判断しますので。それでは、特にそれ以上なければ採決に入りたいと思います。ただ今の内容につきまして、軽微変更は許可相当と決するに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 285 号は、原案のとおり許可相当と決定し、長野市長に意見書を提出いたします。ご苦労さまでした。

農 業 政 策 課
瀧 澤 主 査 議 長 ありがとうございます。

議 長 続きまして、議案第 286 号を議題とします。事務局より説明をお願いします。

笠井主幹 議案第 286 号 非農地決定について、ご説明申し上げます。本
兼事務局長補佐 冊の 11 ページをご覧ください。1 番から 18 ページ 204 番までの
204 件でございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で、
山林原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結
果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申
請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、
農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委
員会の農地台帳へも非農地として反映させます。また、農地所有
者は、送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で
地目変更登記を行うことができます。

一番下をご覧ください。面積の集計を載せてあります。今月ご
決定いただくものは、山林が 66 筆、面積が 25,704.24 m²、原野
が 138 筆、面積が 41,075.20 m²、合計で 204 筆、66,779.44 m²で
ございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく
お願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。
当案件につきまして、ご発言のある方の挙手を求めます。い
かがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 ご発言、質疑ございませんので、採決に移ります。議案第 286
号につきまして、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手
を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 286 号は、
原案のとおり決定いたしました。続きまして、報告第 91 号、
報告第 92 号、報告第 93 号について、事務局から説明いたします。

笠井主幹 報告第 91 号 農地法第 4 条の規定による届出について、ご報告
兼事務局長補佐 申し上げます。本冊の 19 ページをご覧ください。番号 10 番から
22 ページの 23 番までの 13 件です。農地を農地以外に転用する
場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあら
かじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。4 条
の転用届出となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わな
い転用届出です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容に
つきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はな
く、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 92 号 農地法第 5 条の規定による届出につ
いて、ご報告申し上げます。本冊 23 ページをご覧ください。番

号 29 番から 24 ページの 35 番までの 7 件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届出で、農地の権利移動を伴う転用届出になります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 93 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について、ご報告申し上げます。本冊 25 ページをご覧ください。番号 1 番から 4 番までの 4 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で、要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要で、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

以上、報告案件 3 件につきまして、ご説明いたしました。よろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から報告第 91 号、第 92 号、第 93 号について説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。何か内容でご意見ありましたらお願いします。特にありませんかね。

【質疑なし】

議 長 皆さん、ご理解いただいたということで、報告案件でございしますので、ご了解をいただくようお願いを申し上げます。以上で、予定をしておりました議事が全て・・・。

阿 部 委 員 議 長 議長。ちょっと質問。議案と関係するんです。いいですか。どうぞ。

阿 部 委 員 非農地決定の一覧表が毎月あるんだけど、農家相談の中で、信更地域で駐車場に、雑種地に変更して、許可取ったことは取ったんだけど、登記簿謄本を見ると畑のままになってるんですよ。そういうのがあるっていうことは、非農地決定も受けたり、それから変更がされても法務局に登録するのは本人なんだよね。

議 長 そう。

阿 部 委 員 本人やらないでそのままにしてるのがあると思うんですよ。私の相談の中でもね。それは建物を建てるとなれば、建築指導課も行ったり、それから畑の上に建物を建てるわけにいかないから、当然、登記しなきゃいけませんってなるんだけど、駐車場みたいになると、建物を建てないから、そのまんま決定されてるから、更地に砂利入れたり、駐車場にやって、それでやっちゃうんだけど、今度その駐車場を借りている人が、農業用の作業小屋を建てたいなということでやったら、実際に見たら畑のままになっている。だから、せっかく農業委員会の決定がされても、法務局に登録しない人を、どうやって本当にきちっとさせていくかという

ね。お金はかからないと思うんだよね。さっき会長の報告でも、長野市でも一筆一筆やれば、全部分かることになるんだけど、これを待っていてもあれだけ。そういう徹底をどうやってやるかなという問題があるんじゃないかなというのが一つとね。

それから、あと、さっき追認というのが出ていますよね。それで30年前からやっているんですね。今、農地パトロールやって、やるとまた仕事が増えるからあんまり好きじゃないけど。農地パトロールやっているのは、要するに、農地の利用の問題でパトロールやるわけなんだけど、建物建つてると、今のところ農地パトロールで建物については何もやってないと思うんだよね。要するに、うちらとすれば許可取ってやっているなと思っているからさ。

議 長 前提がね。

阿 部 委 員 前提がそうになっているからさ。それは現実には違うという問題があるわけだ。そこのところを、追認でもいいけど早めにやっていくっていうことがなくなっちゃうと、今度は複数の権利者が出てきちゃうと思うんだよね。今、法務局でも3年以内に権利移動をしないと罰金が課せられるっていう問題も出ているから、農業委員会としては、どうやって進めて、現状をきちっと登記に、又は利用状況に反映させるようなことを、ちょっと検討してもらったほうがいいんじゃないかなと。仕事増えないように一つお願いします。

議 長 以上、2点ですか。その1点目の、非農地の、当然、農業委員会で手続きしますよね。農業委員会としては、農地台帳から消えるんですか。

笠 井 主 幹 そうです、消えます。農地台帳からはもうこの時点で落ちてるんですね。

議 長 てことは、農業委員会の責によらないってことなんですよ？

笠 井 主 幹 そうです。

議 長 だから、俺は知らねえってことですね。個人の問題だと。ただ道義的にそれでいいのかってことですよね。

阿 部 委 員 農業者としての関係からいけば、農業委員会の許可とかそういう問題じゃなくて、俺は第三者的なあれなんだけど、農業者からすれば、本来ならちゃんとやんなきゃいけないよっていうのは、後々の問題からいけば、決定されたんだから、決定っていうのは本人にも了解取って決定するわけだから、本来ならきちっとやるべきなんだけど、やらないと。

議 長 私どもとしては、当然、除外しましたという通知を本人に出しているわけでしょう？

阿 部 委 員 長 だから、逆に言えば、変更しましたかっていうのをね。

議 長 そこまで踏み込むかどうかですよ。我々としてね。

笠 井 主 幹 そうですね。農地所有者の農地ではなくておりますけれど

兼 事 務 局 長 補 佐 も、土地所有者の判断によるものですので、そこまで農業委員会

が踏み込むことは、ちょっと困難ではないかと考えます。ただ、

通知の中では、登記ができますのでやってくださいというお願い

は書きますけども。

議 長 心情的には理解できないことじゃないけども、果たして権限と

して、そこまで踏み込むかどうかってことは、やっぱり非常に慎重

にならざるを得ないですね。

笠 井 主 幹 そうですね。

兼 事 務 局 長 補 佐

阿 部 委 員 長 最終的には本人が一番困ることなんだけど。

議 長 これ、だけど、阿部委員、そんなこといっぱいあるじゃないで

すか。

松橋事務局長補佐 その地目の関係は、不動産登記法の関係で、地目を変更したも

のは、ちょっと私もうろ覚えなんですけど、多分、3カ月以内に

登記をしなくちゃいけないっていうようなことになっていまし

て、それに関する罰則みたいなのは、ちょっと特になかったんじ

ゃないかなって思います。

結局その法律で、不動産登記法の関係になってきますので、農

業委員会としては、そんなことがありますよってお知らせするこ

とは可能かもしれませんが、直接それをやってくださいま

で、強いことは、そこまではちょっと踏み込んで言えないのかな

というふうに思います。

議 長 2番目の、いわゆる住宅の追認案件もそうなんだけど、なかな

か現実には、地域にいれば大体分かるけど。あの家は、あの建物

はどうも農地に勝手に建てたなというようなことは分かるんだ

けども、農業委員会として、難しいところがあるかなと思うんだ

けど。ご意見として拝聴しておきましょう。

他、ございますか。いいですかね。ありがとうございます。

そうしましたら、本日審議する内容につきましては全て終了いた

しますので、議長を退任させていただきます。では、曾根代理、

よろしく願いいたします。

曾 根 会 長 代 理 会長、ご苦労さまでした。以上で、本日の議事は終了となりま

した。次に、8その他に移ります。本日の議事全体を通して皆さ

まからご意見等ありましたら、お願いします。よろしいでしょ

うか。なければ、事務局のほうから、今後の日程説明お願いします。

西村事務局長補佐 事務局の西村でございます。私から事務連絡を2点、申し上げ

ます。まず1点目は、今後の予定についてです。お手元の総会次

第の下段をご覧ください。次回、第31回総会は、8月29日金曜日の午後1時30分から、第2庁舎10階の会議室203で行います。

続きまして、総会次第の裏面をご覧ください。8月の地区調査会及び農家相談会の日程、9月開催予定の会議の予定を追加しましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、連絡事項の2点目になりますが、総会終了後、休憩を挟みまして、7月3日、4日に開催しました管外視察研修の報告会を行います。連絡事項は以上です。

曾根会長代理 ありがとうございました。以上で第30回の総会を終了といたします。ご苦労さまでした。